

改正漁業法に基づく政省令の公布について

1. 改正漁業法に基づく政省令について

- 改正漁業法の施行に必要となる手続や運用の詳細について定めた政省令については、昨年 11 月にパブリックコメントを実施し、関係省庁や内閣法制局との調整を経て、令和 2 年 7 月 8 日に公布された。

(主な内容：詳細は別紙)

- ① 資源管理関係
- ② 漁業許可関係
- ③ 海面利用関係
- ④ 漁業協同組合関係
- ⑤ その他（海区漁業調整委員会、密漁対策）

2. 改正漁業法の施行期日を定める政令について

- 改正漁業法は、公布の日（平成 30 年 12 月 14 日）から起算して 2 年以内の政令で定める日に施行することとされている。
- 今般、改正法の施行期日を令和 2 年 12 月 1 日と定める政令が、1 の政省令と同時に公布された。

改正漁業法に基づく政省令について

(概要)

1. 政省令の内容

① 資源管理関係

- ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を廃止し、改正漁業法に漁獲可能量（TAC）や漁獲割当（IQ）に係る規定を新設したことに伴い、各政省令を一本化。【政省令】

見直し前	見直し後
(政令) ・ 漁業法施行令、TAC法施行令 (省令) ・ 漁業法施行規則、TAC法施行規則	(政令) ・ 漁業法施行令 (省令) ・ 漁業法施行規則

- ・ 漁獲割当（IQ）による漁獲量の管理を実施するための手続や漁獲量等報告の内容等を定める。【省令】

ア) 漁獲割当対象の特定水産資源を採捕するための申請手続を定める（漁獲割当割合の設定等）。

イ) 漁獲割当割合の有効期限は5年を原則とする。

ウ) 漁獲割当割合の移転を認める場合の条件を定める。

エ) 漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告の期限（原則3日以内）、報告事項等を定める。

オ) 漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等に係る報告の期限（翌月10日を基本）、報告事項等を定める（現行TAC法と同様）。

- ・ 漁業者が自主的に実施する資源管理の取組を内容とする資源管理協定の認定手続等を定める。【省令】

ア) 協定の認定に当たっての申請手続等を定める（現行TAC法と同様）。

イ) 協定において定める事項を定める（現行TAC法と同様）。

ウ) 認定協定の変更に関する事項、認定取消しの要件、廃止の手続きを定める（現行TAC法と同様）。

② 漁業許可関係

- ・ 制度体系を見直し、各政省令を一本化。【政省令】

見直し前	見直し後
(政令) ・ 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令 (省令) ・ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 ・ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令 ・ 小型機船底びき網漁業取締規則	(省令) ・ 漁業の許可及び取締り等に関する省令

- ・ 指定漁業及び特定大臣許可漁業を、大臣許可漁業として一本化し、許可の有効期間は5年間とする。【省令】

見直し前	見直し後
(指定漁業) ※政令 ・ 沖合底びき網漁業 ・ 以西底びき網漁業 ・ 遠洋底びき網漁業 ・ 大中型まき網漁業 ・ 大型捕鯨業 ・ 小型捕鯨業 ・ 母船式捕鯨業 ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業 ・ 近海かつお・まぐろ漁業 ・ 中型さけ・ます流し網漁業 ・ 北太平洋さんま漁業 ・ 日本海べにずわいがに漁業 ・ いか釣り漁業 (特定大臣許可漁業) ※省令 ・ ずわいがに漁業 ・ 東シナ海等かじき等流し網漁業 ・ かじき等流し網漁業 ・ 東シナ海はえ縄漁業 ・ 大西洋等はえ縄等漁業 ・ 太平洋底刺し網等漁業	(大臣許可漁業) ※省令 ・ 沖合底びき網漁業 ・ 以西底びき網漁業 ・ 遠洋底びき網漁業 ・ 大中型まき網漁業 ・ 基地式捕鯨業 ・ 母船式捕鯨業 ・ かつお・まぐろ漁業 ・ 中型さけ・ます流し網漁業 ・ 北太平洋さんま漁業 ・ 日本海べにずわいがに漁業 ・ いか釣り漁業 ・ ずわいがに漁業 ・ 東シナ海等かじき等流し網漁業 ・ かじき等流し網漁業 ・ 東シナ海はえ縄漁業 ・ 大西洋等はえ縄等漁業 ・ 太平洋底刺し網等漁業

- ・ 届出漁業（暫定措置水域沿岸漁業等、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業）は、従前のおり。【省令】

- ・ 許可及び認可の申請手続きや継続許可の申請期間、許可を受けた漁業者による資源管理状況の報告事項等を定める。【省令】

ア) 許可の申請に当たっては、申請書の他に漁船登録の謄本、船舶検査証の写し、定款（法人の場合）、登録事項証明書（法人の場合）、貸借対照表、損益計算書、暴力団員等ではないことの誓約書等を提出する旨定める。

イ) 資源管理の状況等の報告は、以下を報告事項として定める。

- ・ 漁獲量、その他の漁業生産の実績、漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- ・ 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- ・ 財務の状況。

- ・ 許可の制限措置、省令に基づく制限又は禁止及び個々の許可の条件において、操業の禁止区域や禁止期間等を設定する。【省令】

- ✓ 操業禁止区域、操業禁止期間の設定
 - ✓ 採捕禁止魚種、所持・販売等禁止魚種の設定
 - ✓ 小型魚の混獲率上限の設定
 - ✓ 漁獲物等の転載の制限
 - ✓ 漁獲物等の陸揚港の制限等
- 等を定める。

③ 海面利用関係

- ・ 海区漁場計画の策定から公表までの手続を定める。【省令】

ア) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、意見の提出方法、提出期限、その他意見の提出に必要な事項を公表する旨定める。

イ) 公聴会において意見を述べようとする者は、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出ることを定める。

ウ) 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果、漁場図、その他参考となるべき事項を公表することを定める。

- ・ 資源管理の状況等の報告【省令】

ア) 都道府県知事及び海区漁業調整委員会への報告は、一年に一回以上、知事が定める日までに行う。

イ) 報告内容は、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理の取組状況、操業日数、漁獲量等。

(漁業者等の事務負担を軽減するため、複数の魚種の漁獲を集約して報告することも可能とする)

- ・ 沿岸漁場管理として実施される保全活動の定義、沿岸漁場管理規程の認可手続、沿岸漁場管理団体による都道府県知事への報告事項等を定める。【省令】

- ア) 「保全活動」の内容として、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であり、赤潮監視、漂流物の除去、水産動植物の種苗の放流、漁業法令違反の行為を抑止するための活動等を定める
- イ) 都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の認可又は変更したときは、団体の名称、住所、連絡先、認可した沿岸漁場管理規程を公示する旨定める。
- ウ) 沿岸漁場管理団体は、一年に一回以上、知事が定める日までに、保全活動の内容、実施状況、収支状況等を知事に報告する旨定める。

④ 漁業協同組合関係

- ・ 会計監査人監査の対象、適用日、会計監査人監査の手続等、公認会計士監査への移行に必要な内容を定める。【政省令】

- ア) 信漁連及び貯金等の合計額が200億円以上の漁協を対象とする旨定める。
- イ) 十分な移行期間を設けられるよう適用日を令和6年4月1日と定める。
- ウ) 会計監査人が作成する会計監査報告等の内容、会計監査人に対する書類提供の手続等を定める。

⑤ その他（海区漁業調整委員会、密漁対策）

- ・ 海区漁業調整委員会委員の推薦、募集及び任命に係る手続を定める。

【省令】

- ア) 委員の推薦を受ける者又は応募する者は氏名、住所、職業、漁業経営の状況、漁業者又は漁業従事者であるか否か等を記載した書類を提出する旨定める。
- イ) 都道府県知事は、委員募集の期間中及び期間終了後、推薦を受けた者の数（そのうち漁業者、漁業従事者の数）、応募した者の数（そのうち漁業者、漁業従事者の数）を公表する。
- ウ) 都道府県知事は、委員の任命の際は、漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないよう配慮する旨定める。

- ・ 罰則強化（3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金）が適用される採捕禁止の対象となる特定水産動植物の種類、採捕禁止の適用除外となる場合の内容を定める。【省令】

- ア) 特定水産動植物は、うなぎの稚魚（全長13cm以下）、あわび及びいなまことし、うなぎの稚魚については、施行日から3年の適用猶予期間を設定。
- イ) 特定水産動植物の採捕禁止の適用除外となる場合は、試験研究又は教育実習の用に供する場合で、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受け、公布される許可証を携帯する必要があること等を定める。